

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：福祉保健局】

機関名称	東京都障害児通所給付費等不服審査会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	児童福祉法第56条の5の5、東京都障害児通所給付費等不服審査会条例
設置年月日	平成24年4月1日
機関の目的 ・ 所掌内容	児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱う。
委員数	5人 (うち、女性委員数 2人)
会議公開	非公開
会議 非公開理由	個人のプライバシー保護及び公正な行政執行の確保のため。
議事録公開	非公開
議事録 非公開理由	個人のプライバシー保護及び公正な行政執行の確保のため。
備考	-
HPのURL	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/syougai_ijifufukushinsakai.html
問い合わせ先	福祉保健局障害者施策推進部計画課 電話番号：03-5320-4144 FAX番号：03-5388-1413